

沖縄と本土 - 連帯の焦点としての辺野古埋立土砂問題

毛利 孝雄（沖縄大学地域研究所特別研究員）

沖縄防衛局が8月17日からの土砂投入を通告するなか、7月27日、翁長知事は埋立承認の撤回を表明した。待ちに待った撤回表明。そう思うと同時に、知事の撤回表明に代表される沖縄の民意にどう連帯するか、問われているのは本土側の運動であることを強く自覚せざるをえない。その焦点のひとつが、本土から搬出される埋立土砂問題である。

辺野古ゲート前や海上行動を通じて毎日発信される、土砂搬入側である辺野古の現状に対し、搬出側の状況はほとんど知られていないのではな
いか。

埋立土砂の8割は「本土」から

辺野古新基地は総面積205㌥のうち8割160㌥が埋立地となり、完成すれば高さは地上9㌥に及ぶ。津波対策として、東北の海岸線に設置が進む防潮堤の高さに近い巨大な構造物が、辺野古・大浦湾に立ち上がるのだ。そのため通常の埋立では考えられない大量の土砂が必要となる。

埋立必要土砂2,100万立方㌥は東京ドーム17個分、10トングンプにすると274万台分に相当する。その約8割にあたる1,644万立方㌥を香川県小豆島、福岡県門司、山口県黒髪島、長崎県五島、熊本県天草、鹿児島県佐多岬・奄美大島・徳之島の採石場から、残りを沖縄県内（本部・国頭）から調達する予定だ。また、埋立用ケーソンは三重県津で建造される。

これら各搬出地の運動をつなぐ「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会（土砂全協）」には、“どの故郷にも戦争に使う土砂は一粒もない”を合言葉に、現在12県18団体が参加している。

外来種侵入防止対策なしの土砂投入開始など論外

辺野古埋立土砂の県外からの大量搬入をめぐる、焦点となるのが外来種侵入対策だ。土砂搬出地となる西日本各地では、すでに特定外来種アルゼンチンアリ・ヒアリ・ハイイロゴケグモなどの生息やオオキンケイギクの植生が確認されている。沖縄県はこの外来種対策で全国初の土砂条例を制定し、届出や立入調査など規制を設けている。

第一の問題は、この外来種侵入防止対策について、今日に至っても政府から全く具体策が示されていないことである。

防衛省は、国会答弁などで「環境監視等委員会の専門家の指導助言を得ながら、埋立土砂の供給業者に所要の調査を義務づける等、事業者たる沖縄防衛局において適切な対応をとる」としてきた。昨秋から今春にかけては、キャンプシュワブ内に実験棟をつくり、外来種の動植物を飼育し、高熱・燻蒸・塩水処理などによる殺処分実験を行っている。しかし、実験結果の公表はもとより、得られた知見に基づく外来種混入対策について、未だに何らの対策も示されていない。

沖縄における先行する埋め立て事業となった那覇第二滑走路埋立事業では、石材による埋立だったため、洗浄による外来種対策が行われた。しかし辺野古の場合は、岩ズリと呼ばれる小石と泥の混合物による埋立であり、洗浄すればほとんどが流れ去ってしまう。そのため、これらの実験を行っていると考えられるが、膨大な量の埋立土砂に対応するものとは思えない。

当面の投入予定土砂は県内産のものであるため、土砂条例の規制対象にならないとしても、今

後投入が必至である県外土砂の外来種侵入防止対策も明示できないまま、土砂投入を開始するなど論外といわねばならない。そもそも実験の過程や環境監視等委員会に、一方の当事者である沖縄県が全くコミットできないこと自体、異常という他ない。

土砂採取地に広がる自然と地域社会の破壊

第二の問題は、西日本の辺野古土砂採取地にひろがる自然と地域社会破壊の進行である。

奄美大島地区では、野積みされた埋立用土砂（岩ズリ）が降雨によって海に流出し、サンゴが埋まり生物がみられなくなるなど、海岸域に深刻な汚染をもたらしている。

天草御所浦地区では、採石跡の埋め戻しに毒性の強い製鋼スラグが、地元住民や漁民、自治体に何の相談もなく持ち込まれ大きな問題となっている。製鋼スラグを持ち込んでいるのはJFE姫路製鋼所で、辺野古ケーソンを受注するJFEエンジニアリングは同じ企業グループを形成している。

また、佐多岬・奄美・五島の採石地には、核廃棄物最終処分場計画がつきまとっている。掘った跡を核廃棄物で埋め戻す。辺野古新基地は、原発をめぐる闇の部分とも深く結んでいるのかもしれない。

土砂搬出地の多くは、過疎地・離島のかかえる問題のなかで呻吟してきた。1,300億円ともいわれる埋立土砂採取・運搬費（今回の県内土砂の契約ベースでみるとこの数倍となる）は、“二束三文の土砂が金になる”という辺野古パブルを生み、長年築いてきた地域の生業をも破壊しようとしている。

辺野古埋立は国際的環境破壊犯罪

第三に、異なる生態系間の大規模環境移動自体が違法かつ国際的な犯罪行為だということ。

2016年8月、世界170カ国以上の政府や政府機関、NGOで構成する国際自然保護連合は、辺野古を含む沖縄本島への外来種侵入防止対策強化を、日米両政府に求める勧告を圧倒的多数で決議している。それは、次のような国際社会の取り組みを背景としている。

20世紀末、人類の経済活動による地球温暖化や生物多様性破壊への危機感は、1992年リオデジャネイロ地球サミットでの生物多様性条約締結につながり、現在、条約批准国は日本を含む200カ国近くに広がっている。2010年に名古屋で開催された第10回締結国会議（COP10）では、「生物多様性戦略計画2010-2020（愛知目標）」が採択され、その中では、各国は2020年までに少なくとも海域の10%を海洋保護区として保全するとされている。日本政府は、愛知目標の国内での具体化として、2012年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しているが、COP10議長国としてその実行責任を負っていることはいうまでもない。

辺野古埋立は、全く生態系の異なる温帯域の本土から亜熱帯域の沖縄への大量の環境移動である。それは、この間の世界的努力から考えると国際的環境破壊犯罪とでもいうべきものであり、政府自らが定めた「生物多様性国家戦略」に反する違法行為といわねばならない。

4月の南北首脳会談、6月の米朝首脳会談と、予断は許さないにせよ朝鮮半島・東アジアの安全保障環境は大きな変化をみせている。安保・防衛政策は、せいぜい10年を単位に動いていく。そのために200年耐用の新基地を建設し、10万年を単位として形成されてきた大浦湾を埋め立てることが、はたして許されるのか。

辺野古の海は埋め立てるのではなく、ジュゴンやサンゴのための海洋保護区に。西日本の土砂採取地域も、緑化再生を行うとともに海洋保護区に。その声を大きくしていきたい。

季刊「無教会」（2018年8月20日）に書いたものに加筆しています。